

公益財団法人日本フィランソロピック財団
第 2 回「大阪子どもゆめ応援基金」助成
よくあるご質問

- 【項目】 Q 1：参加対象者について**
 Q 2：対象事業について
 Q 3：応募方法、補助金や助成金等の活用について
 Q 4：助成対象の経費について
 Q 5：選考について
 Q 6：その他

Q 1：参加対象者（受益者）について

1-1 活動の参加者は子どもだけに限られますか？

A：いいえ。子どもをサポートする目的であれば、大人も参加できます。

1-2 活動の参加者は経済的な困難を抱える家庭の子どもだけに限られますか？

A：いいえ。様々な事情で学びや体験機会が限られている子どもの参加を積極的に促す活動であれば、その他の子どもを含む事業も応募可能です。

1-3 活動の参加者は大阪府内に住む子どもだけに限られますか？

A：いいえ。参加者の大半が大阪府内に住む子どもとなるような事業であれば、大阪府外の子どもも参加できます。

Q 2：対象事業について

2-1 通常の習い事も応募対象になりますか？

A：はい。対象になります。

2-2 応募する体験型催事はいつ開催しても構わないのでしょうか？

A：助成対象となる 2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日 期間内に実施してください。対象期間外に実施する活動は助成の対象外です。

2-3 応募事業の安全面への配慮とは何ですか？

A：応募事業において、関係法令を遵守するとともに、参加する子どもたちおよびスタッフの安全に十分配慮してください。安全管理体制やリスク対応策に懸念がある場合は、助成の対象外となる可能性があります。事業内容に応じて、適切なスタッフ配置のほか、保険加入や緊急時対応マニュアルの整備などを検討してください。

2-4 応募事業は応募段階でどのくらい決まっている必要がありますか？

A：具体的な日付、場所、対象者、内容を示せるようにしてください。

2-5 採択後に申請内容を変更することはできますか？

A：原則として変更はできません。やむを得ない事情で変更となる場合は、まずは財団の事務局へご相談ください。変更が認められる場合は、変更届/変更申請をご案内します。

2-6 不採択になった場合でも事業を実施する必要がありますか？

A：いいえ。その必要はありません。事業を実施するかどうかは、団体の状況に応じて判断してください。

Q3：応募方法、補助金や助成金等の活用について

3-1 複数の活動を一つの応募で申請できますか？

A：いいえ。一つの応募で申請できるのは一つの活動のみです。

3-2 ほかの助成金との併用はできますか？

A：はい。併用できます。ただし、他の助成金で計上している経費を重複して計上することはできません。また、応募事業が公的な受託事業の場合や、併用先の助成金や補助金で併用が認められていない場合も対象外です。併用する場合は、併用先のルールもよく確認してください。

3-3 応募事業で参加費を徴収しても良いですか？

A：はい。参加費を徴収して構いませんが、その額は実費を考慮しつつ、すべての子どもが参加しやすいよう一般的な参加費よりも低く設定してください（参加費が実費以下の低額となるよう計画してください）。なお、参加費を徴収する場合は、応募用紙の事業費の内訳に自主財源として計上し、参加費単価・参加人数・回数を明示してください。

Q4：助成対象の経費について

4-1 経費は、すべて助成期間中に提供・利用完了する必要があるでしょうか？

A：はい。助成金として計上する経費は、助成期間中（2027年4月1日～2028年3月31日）に発生したものに限られます。助成期間前または助成期間後に発生した経費は、計上できません。

4-2 外部専門家への委託費が50%を超える場合はどうなりますか？

A：応募団体が実施する活動とはみなされず、対象外となる場合があります。本助成は応募団体が主体として実施する事業を対象としています。

4-3 保険料は計上できますか？

A：はい。活動の参加者にかかる保険（例：参加者向けの傷害保険など）の保険料は計上可能です。ただし、イベント開催保険、施設借用に伴う損害賠償保険、スタッフの収入補償保険など、主催

団体が契約し責任を負う保険については、助成対象外です。

4-4 複数の助成金を受け取った場合、経費の按分方法について教えてください。

A：経費を複数の助成金に計上する場合は、二重計上とならないよう十分ご注意ください。

必要に応じて助成金に計上した費用の領収書など支払いにかかる証憑を提出していただきます。証憑は適切に保管し、助成事業終了後の報告時には、財団からの求めに応じて提出できるようにしてください。

Q5：選考について

5-1 申請書の内容はどのように評価されますか？文章や書式についてアドバイスはありますか？

A：申請内容は募集要項の選考基準に基づいて評価します。応募用紙は空欄がないように記入し、該当がない項目は、その旨を記載してください。書式や枠の大きさは変更せず、文字フォントサイズは 10 ポイント以上としてください。写真・図表・カラー・下線・太字などは、適宜使用いただけます。

Q6：その他

6-1 活動の実施にあたって、助成金を受けていることを開示する必要がありますか？

A：はい。当助成を受けて開催する活動の参加者募集のチラシなど、活動に関する広報物等には当助成を受けていることを明記してください。

6-2 選考結果の発表後、正式な契約締結や助成金の支払いまでの具体的な流れを教えてください。

A：選考結果を各応募団体に通知後、採択団体には助成契約締結のご案内をお送りします。助成金は契約締結後に振り込みします。助成期間開始後であっても、契約締結前は助成金をお支払いできません。

6-3 応募書類の提出後に内容を修正したい場合はどうすればいいですか？

A：応募期間内であれば修正に対応します。修正を希望する場合は、2026 年 11 月 24 日（火）午前 9:00 までに財団事務局へご連絡ください。なお、応募締切後の修正は受け付けません。

6-4 事業の見学に来られることはありますか？

A：はい。財団関係者が事業や活動の様子を見学するため、訪問する場合があります。

6-5 助成金を返還する必要がある場合を教えてください。

A：応募事業が助成期間内に実施されなかった場合は、助成金は全額返還となります。

応募事業の決算で余剰金が生じた場合は、その金額を返還してください。ただし、余剰が 1,000 円未満となった場合は返還不要となります。

会計報告時に使用実態が不明と判断された費用は、助成金の対象経費として認められない場合があります。その場合は当該金額を返還していただきます。

その他、応募に関してのお問い合わせは、当財団の代表メールアドレスにお送りください。

2026 年 11 月 24 日（火）午前 9:00 までの受付です。

代表メールアドレス：[info \(at\)np-foundation.or.jp](mailto:info(at)np-foundation.or.jp) *(at)を@に変更してください

お問い合わせメールは、件名を「大阪子どもゆめ応援基金」として、団体名、担当者名、担当者の電話番号を必ず記載ください。ご回答には数日いただく場合があるため、時間に余裕をもってお問い合わせください。

以上